平成２２年（フ）第５５４号
埼玉県川越市寿町１丁目2315番地ヴィバシティ寿102号室
債務者　金光めぐみ（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６９号
埼玉県狭山市大字上奥富81番地の２　メゾンルミエールＡ―101
債務者　浅野　美紀
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８５９号
大阪府柏原市法善寺２丁目13番15号
債務者　白岩　　学
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９１３号
堺市西区津久野町１丁20番21―203号、前住所堺市西区鳳東町７丁761番地
債務者　北尾早代里（旧姓西）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９４６号
大阪府松原市西大塚１丁目15番18号、前住所大阪府羽曳野市高鷲８丁目１番16号
債務者　樫田　健治（旧姓伴）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９５３号
大阪府羽曳野市西浦４丁目２番15号
債務者　松原　靖浩
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９９５号
堺市東区草尾15番地12　森ハイツ103号、前住所堺市東区白鷺町１丁24番13―305号
債務者　長尾ヒロヱ
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１００９号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番12―203号
債務者　田所　節惠
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
福島県会津若松市門田町大字日吉字対馬館41番地の４　県営住宅１棟２号、前住所福島県会津若松市住吉町18番37―６号村松住宅
債務者　冨田　勝子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
千葉県木更津市畑沢南２丁目５番９号　サンフレグランスＢ棟101
債務者　遠藤　富夫
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第６４号
福岡県行橋市西泉７丁目19番15号　パナハイツ稲月201
債務者　呉座谷義一
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
北海道沙流郡日高町富川西11丁目1058番地
債務者　久住　正之
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
北海道小樽市奥沢３丁目４番８号
債務者　矢尾　稔英
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１４７号
北海道小樽市奥沢３丁目４番８号
債務者　矢尾美智子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１５９号
北海道小樽市赤岩２丁目30番８号
債務者　分銅　勝治
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１６０号
北海道小樽市松ケ枝１丁目36番25号　メゾンエルＣ201号室
債務者　宮本　　生
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１６１号
北海道余市郡余市町大川町14丁目１番地15、前住所埼玉県所沢市大字久米773番地の１グリーンガーランド所沢１―307
債務者　佐々木　浩
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで札幌地方裁判所小樽支部